

[別紙1]

# 鳥取県地域活性化活動支援事業費補助金の 事務手続きについて

## 1. 交付申請提出

○交付申請は、下記提出先に郵送、持参又はメール提出してください。

## 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

## 3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止するには県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

## 4. 事業完了

※事業の完了とは、補助対象経費の支払いがすべて完了した日

## 5. 実績報告書提出 (完了等から20日以内又は4月10日のいずれか早い方)

※実績報告は、下記提出先に郵送、持参又はメール提出してください。

※提出いただいた実績報告書を審査後、額の確定をし、補助金を支払います。

### ■資料提出・問合せ先

鳥取県庁中山間地域政策課 (〒680-8570 鳥取市東町1丁目220)

電話 : 0857-26-7129